

地域指定年度	昭和45年度
計画策定年度	昭和47年度
計画見直し年度	昭和51年度
	昭和60年度
	平成7年度
	平成17年度
	平成22年度
	令和元年度
	令和7年度

# 東浦農業振興地域整備計画書

令和8年3月

知多郡東浦町



# 目 次

	ページ
<b>第1 農用地利用計画</b> .....	1
1 土地利用区分の方向 .....	1
(1) 土地利用の方向 .....	1
ア 土地利用の構想 .....	1
イ 農用地区域の設定方針 .....	2
(2) 農用地利用計画変更の基本方針 .....	3
(3) 農業上の土地利用の方向 .....	5
ア 農用地等利用の方針 .....	5
イ 用途区分の構想 .....	5
ウ 特別な用途区分の構想 .....	7
2 農用地利用計画 .....	7
<b>第2 農業生産基盤の整備開発計画</b> .....	8
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向 .....	8
2 農業生産基盤整備開発計画 .....	8
3 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	9
4 他事業との関連 .....	9
<b>第3 農用地等の保全計画</b> .....	10
1 農用地等の保全の方向 .....	10
2 農用地等保全整備計画 .....	10
3 農用地等の保全のための活動 .....	10
4 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	10
<b>第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用 の促進計画</b> .....	11
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 .....	11
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標 .....	11
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 .....	13
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図る ための方策 .....	13
3 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	13

<b>第5</b>	<b>農業近代化施設の整備計画</b>	14
1	農業近代化施設の整備の方向	14
2	農業近代化施設整備計画	14
3	森林の整備その他林業の振興との関連	14
<b>第6</b>	<b>農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画</b>	15
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	15
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	15
3	農業を担うべき者のための支援の活動	15
4	森林の整備その他林業の振興との関連	15
<b>第7</b>	<b>農業従事者の安定的な就業の促進計画</b>	16
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	16
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	16
3	農業従事者就業促進施設	16
4	森林の整備その他林業の振興との関連	16
<b>第8</b>	<b>生活環境施設の整備計画</b>	17
1	生活環境施設の整備の目標	17
2	生活環境施設整備計画	20
3	森林の整備その他林業の振興との関連	20
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	20
<b>第9</b>	<b>付 図</b>	別添
1	土 地 利 用 計 画 図 (付図1号)	
2	農 業 生 産 基 盤 整 備 開 発 計 画 図 (付図2号)	
3	農 用 地 等 保 全 整 備 計 画 図 (付図3号)	
4	農 業 近 代 化 施 設 整 備 計 画 図 (付図4号) 該当なし	
5	農 業 就 業 者 育 成 ・ 確 保 施 設 整 備 計 画 図 (付図5号) 該当なし	
6	生 活 環 境 施 設 整 備 計 画 図 (付図6号) 該当なし	
<b>別記</b>	<b>農用地利用計画</b>	22
(1)	農用地区域	22
ア	現況農用地等に係る農用地区域	22
イ	現況森林、原野等に係る農用地区域	22
(2)	用途区分	23

## 第1 農用地利用計画

### 1 土地利用区分の方向

#### (1) 土地利用の方向

##### ア 土地利用の構想

東浦町（以下「本町」という。）は、知多半島の北東部に位置し、南北約8 km、東西約6 km、総面積は31.14 km<sup>2</sup>で衣浦湾の最奥部にある。東部は、干拓によって造られた低地の水田地帯から次第に中央部の丘陵地に向かっており、中央部の多くが農地と森林であり、西部は、低い丘陵地に畑、谷間に水田が散在している。

本町としては、人口減少に比例して経済活動が縮小しないよう産業振興や経済活動の活性化させ、まちの活気を高める持続可能なまちづくりを目的とした土地利用を行っていく。

経済活動や日常生活は本町の中だけで完結するものではないため周辺市町とのアクセス向上は重要であり、国や愛知県（以下「県」という。）の計画などを踏まえ、本町の土地利用を柔軟に対応させる必要がある。

特に、県を中心として進められている名古屋三河道路は、知多及び西三河地域を東西に貫く広域ネットワークを形成すると共に、伊勢湾岸自動車道とのダブルネットワーク機能も有し、地域の連携、交流の強化及び地域産業の発展が期待されている。本道路の早期実現に向け、関係自治体等と整備促進のための活動を進め、単なる通過道路にならないよう、インターチェンジを含む道路周辺地域のポテンシャルを向上させる都市整備を行う。

また、令和16年以降に予定されているリニア中央新幹線の開通により、名古屋大都市圏の優位性がさらに高まることが予想され、圏域全体への経済波及効果が期待されており、幅広い世代が利用可能な環境を整え、鉄道利用の促進と利便性の向上に取り組むことが重要である。

さらに、本町北部の「ウェルネスバレー」と称するあいち健康の森とその周辺地域では、「大府東浦地区用地造成事業（仮称）」構想があり、工業・物流企業の立地を促進するとともに、健康長寿関連産業などの企業を誘致し新たな産業地の形成を図るほか、JR武豊線東浦駅東側では、観光交流施設などを含む「東浦駅周辺整備計画（仮称）」の構想があり、駅周辺の活性化を図る。

なお、農業振興地域における主要用途別の土地利用の現況及び将来目標は次表のとおりである。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計			
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率		
現在 (令和6年)	1,006	46.9	13	0.6	186	8.7	(0)	(0)	97	4.5	—	—	842	39.3	2,144	100
目標 (令和16年)	912	44.1	13	0.6	191	9.2	(0)	(0)	102	4.9	—	—	853	41.2	2,071	100
増減	△94		△0		5			5		—			11		△73	

(注) ( ) 内は、混牧林地面積である。工場用地は、その他に含む。

現在の数値は、地番管理調査（登記簿地積）による。（令和7年3月現在）

農用地の目標の数値は、市街化区域編入73ha、市街化区域編入を伴わない開発構想9.5ha、行政案件0.1ha、個別案件11ha（年1.1haと想定）の計93.6haの減少とした。

## イ 農用地区域の設定方針

### (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地1,006haのうち、a～cに該当する農用地約876haについて、農用地区域を設定する。

なお、農用地区域外に見られる大規模な地区（10ha以上）については、土地所有者等に対する農業振興地域制度の啓発に努めながら編入に努める。

#### a 集团的に存在する農用地

10ha以上の集团的農用地

#### b 国が実施又は補助する土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

#### c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

ただし、a～cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

#### (a) 集落区域内に介在する農用地

該当集落数 6 該当農用地面積 13ha

#### (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地 105ha

#### (c) 小規模な面積で、地形上周辺農地と一体的に利用できない農地のため、町の判断により農用地区域に含めない農用地 12ha

### (イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在し、又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び2ha以上の農業用施設用地について農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

山林、原野等については、上記(ア)(イ)(ウ)の土地の農業上の利用を確保するために必要な土地について、農用地区域を設定する。

(2) 農用地利用計画変更の基本方針

世界的な食料情勢の変化や地球環境問題への対応、海外の市場の拡大などを背景に、国は令和6年に「食料・農業・農村基本法」を改正し、食料安全保障の確保などの基本理念を定めることで、食料、農業、農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民生活の安定や経済の健全な発展を目指している。

また、令和5年の「農業経営基盤強化促進法」改正により、市町村には、「地域計画」の策定を義務化され、農地の集積・集約化を推進する取り組みが始まった。担い手の高齢化や農業従事者の減少、耕作放棄地の増加といった課題は、地域計画による農地の集積・集約化を進めることで解消に努める。一方、食料自給や農業基盤整備など基礎自治体では対応困難な問題は、国や県の役割であり、本町は必要に応じて連携する。

農業振興地域整備計画は、おおむね10年を見通して策定する計画であり、集団的な優良農地の確保を前提に考慮し、農用地区域からの安易な除外は抑制し、本町における「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」及び令和7年3月に策定した「地域計画」との整合を図りつつ、将来的に次世代の農業後継者の育成を行いうる就農環境を整備し、優良農地の保全に努める。

ア 農用地区域への編入

以下の土地については農用地区域への編入に努める。

(ア) 国が実施又は補助する農業生産基盤整備事業が実施された土地又は実施の見込みがある土地

(イ) 面積がおおむね10ha以上の一団の農地

(ウ) 地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

イ 農用地区域からの除外

今後とも優良農地の確保と農業の持続的発展に努めるものとし、除外にあたっては、将来にわたって保全管理することが困難又は不相当と考えられる土地であって以下の要件を満たす土地について検討する。

ただし、地域計画の計画策定区域内にあっては、除外しない。

(ア) 集落に介在する土地で、次の全てを満たす土地

a おおむね30a以下の土地で集落等に介在する飛び農用地等で、原則として、3方向以上が宅地等に囲まれた土地

- b 地形又は機械の作業効率からみて既存農用地区域と一体的な利用を行うことが困難である土地
- c 営農条件が悪く、生産性も低い土地で農業上の利用を図ることが困難な土地
- d 過去において農業生産基盤整備事業が実施されておらず、今後も実施される見込みのない土地（工事完了後 20 年以上経過した土地についても当該事業未実施として扱う。）

（集落等介在地の面積基準）

ほ場整備事業では大型機械による営農が可能な土地条件として、一ほ場の区画面積の基準を 30a としており、これ以下では効率的な農業を営むことが困難であり、農用地区域の整理を行う必要があるという考え方による。

（イ）山林等に介在する土地で、次の全てを満たす土地

- a 農用地区域の外周部にあり、山林等に介在する飛び農用地等で、周辺の農用地等と一体的な利用が困難なおおむね30a以下の土地
- b 除外することによって、農業的土地利用に与える影響が軽微であり、関係農家の農業経営上の支障が少ない土地
- c 過去において農業生産基盤整備事業が実施されておらず、今後も実施される見込みのない土地（工事完了後 20 年以上経過した土地についても当該事業未実施として扱う。）

（山林介在地の面積基準）

ほ場整備事業では大型機械による営農が可能な土地条件として、一ほ場の区画面積の基準を 30a としており、これ以下では効率的な農業を営むことが困難であり、農用地区域の整理を行う必要があるという考え方による。

（ウ）農業の近代化が図れない土地で、次の全てを満たす土地

- a 営農条件が悪く、生産性の低い土地で、その土地の位置、地形、その他自然的条件からみて、効率的な近代的農業が営めない土地
- b 除外することで周辺の農用地区域の集団性、連担性を損なわず農用地としての利用上の支障が軽微である土地
- c 過去において農業生産基盤整備事業が実施されておらず、今後も実施される見込みのない土地（工事完了後 30 年以上経過した土地についても当該事業未実施として扱う。）

（エ）個別案件の土地

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号から第 6 号に掲げる農用地区域から除外するための要件を全て満たす土地及び農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第 4 項に該当する土地で、除外する目的が明確で合理的な理由が客観的に認められ、農地法・都市計画法等、他法令の許認可の見込みが明らかな計画がある土地について検討する。

### (3) 農業上の土地利用の方向

#### ア 農用地等利用の方針

本地域の農用地等は、中央部の緩やかな丘陵地にある畑・樹園地とその周辺及び東部の平坦地にある水田と地域内に散在する畜舎からなっている。

畑や樹園地については、たまねぎ、キャベツ、いちごなどの野菜や町の特産であるぶどうなど収益性の高い集約型の農業経営を展開しうる基盤として今後ともその有効利用と保全を図る。

水田については、地域計画をもとに集積・集約化を進め、農業の効率化及び低コスト化を推進する。

なお、地域の発展に必要な都市的土地利用については、農業上の利用への影響を十分留意し、総合的な視点に立って計画的に進めるものとする。

(用途区分・地区別面積)

単位：ha

区分 地区名	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	計
A. 森岡	130	—	—	1	131
B. 緒川	340	—	—	7	347
C. 緒川新田	83	—	—	2	85
D. 石浜	234	—	—	2	236
E. 生路	128	—	—	1	129
F. 藤江	127	—	—	0	127
計	1,042	—	—	13	1,055

(注) 数値は、地番管理調査(登記簿地積)による。(令和7年3月現在)

#### イ 用途区分の構想

##### (ア) 森岡地区(A)

本地区は、本町の北端部に位置し、ほ場整備された農用地と既成市街地が分布する平地と、大規模な住宅団地及び果樹園等が分布する丘陵地からなっている。JR武豊線以東の水田は、そのほとんどがほ場整備事業実施済みであり湛水防除事業も完了していることから、水田としての利用を維持する。

市街地周辺の農用地は、主に樹園地として利用されており、また、景観の面でも重要な役割を担っていることから今後も樹園地としての利用を推進する。一方、第6次東浦町総合計画の土地利用構想において新市街地系としているエリアについては、土地区画整理事業等の構想があるため、双方の調和をとりつつ事業を進める。

あいち健康の森周辺は、大府市との連携によるウェルネスバレー構想〔大府東浦地区用地造成事業(仮称)〕として、都市計画道路の整備と合

わせて工業・物流企業の立地を図るとともに、特に健康長寿関連産業などの企業を誘致し、新たな産業地の形成を目指す。

(イ) 緒川地区 (B)

本地区は、本町の中心市街地として位置づけられる既成市街地と、主に農用地として利用されている丘陵地からなる。国道 366 号以東の農用地は、ほ場整備事業が完了しており多くが水田として利用されている。湛水防除事業も完了していることから水稻の安定した収量を維持する。主要地方道東浦名古屋線の北部の緩傾斜地帯の半数以上が水田として利用されており、県営ほ場整備事業が実施された農用地は、高性能農業機械等によるスマート農業に対応した農用地として維持していく。

(ウ) 緒川新田地区 (C)

本地区は、本町の西端部に位置し、既成市街地、南部の大規模な住宅団地及び北東部の丘陵地からなり、農用地の利用状況は、畑、樹園地、畜産、施設園芸等さまざまな経営体が存在しているため、それぞれの特色を活かし、農地の保全に努める。

また、知多半島道路の西の集落周辺の農用地はおおむね水田として整備されてきたが、汎用田として利用可能な条件を備えていることから畑作への転換も推奨する。

(エ) 石浜地区 (D)

本地区は、ほ場整備された農用地と既成市街地及び住宅団地が分布する平地と、本地区の中央部から西部にかけて分布する主に農用地として利用されている丘陵地からなっている。農用地のうち平坦地の多くが、水田として利用されており、ほ場整備事業も大半が実施済みであるため、ドローンや高性能機械等によるスマート農業などに対応した農用地として維持していく。

また、西部地域は、畑やぶどうの果樹園を中心に集団化が進展しており、今後も更に集積の促進を図る。

(オ) 生路地区 (E)

本地区は、国道 366 号沿道及び J R 武豊線沿線の既成市街地と、農用地からなっている。農用地のほとんどは、ほ場整備事業が完了しており、水田として利用されているが、いちごやぶどうの栽培も行われている。

これらの農用地は区画が広く、高性能機械を導入できるためスマート農業などを営めることから優良な農用地として保全に努める。

(カ) 藤江地区 (F)

本地区は、本町の南端部に位置している。ほ場整備事業が実施された農用地は、スマート農業などに対応する条件を備えており汎用化を図り保全に努める。

また、半田市寄りの丘陵地は未整備の農用地が多いが、水はけもよく冬期に農業用水が利用できる農地もあるため、いちじくやいちごの栽培を推進していく。

なお、J R 武豊線東浦駅東側において東浦駅周辺整備計画（仮称）（観光交流施設等）の構想があるが、事業の実施に当たっては農業的土地利用と都市的土地利用との十分な調整を行う。

- ウ 特別な用途区分の構想  
特になし

## 2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町は、名古屋市を中心部から30km圏内にあり、従来から稲作を主体として農業生産を展開してきたが、都市近郊の立地条件を活かして昭和40年代以降は、果樹、施設園芸、畜産の導入を図り発展してきた。農業振興地域内の農用地1,006haのうち833haが整備済みであり、東部水田地帯はほとんど整備されている。今後は、既に整備が完了した地区においても、用排水施設や農道舗装等整備された施設の老朽化に対応して改修整備等の事業を実施して、生産基盤の維持保全に努める。

#### ア 森岡地区（A）

東部は、沖積層からなる低湿水田地帯であり、ほ場整備及び湛水防除事業も完了しているため、農用地の適正な維持管理に努める。市街地周辺及び西部は畑地が多く、ぶどうを中心とした樹園地や普通畑として保全と施設の維持に努める。

#### イ 緒川地区（B）

東部は、沖積層からなる低湿水田地帯であり、多くが水田として利用されている。ほ場整備及び湛水防除事業も完了しているため、農用地の維持管理に努める。

#### ウ 緒川新田地区（C）

農用地の利用状況は畑、樹園地、畜産、施設園芸等が比較的大きなまとまりで営まれており、ほ場整備の完了した区域を中心に農用地の適正な維持管理に努める。

#### エ 石浜地区（D）

平坦地のほ場整備の完了した地域においては、農用地の多くが水田として利用されており、湛水防除事業も完了しているため、農用地の適正な維持管理に努める。

#### オ 生路地区（E）

農用地の大半は、ほ場整備が完了しており、その多くは水田として利用されているが、一部ではいちごやぶどうも栽培されている。湛水防除事業も完了しているため、農用地の適正な維持管理に努める。

#### カ 藤江地区（F）

ほ場整備の完了した地域においては、農用地の多くは水田として利用されているが、一部ではいちごやいちじくが栽培されている。湛水防除事業も完了しているため、農用地の適正な維持管理に努める。

### 2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益地区	受益面積 (ha)	対図 番号	備考
水利施設整備事業 (石ヶ瀬川)	用水路工	A. 森岡	3.6	1	令和6年度～ 令和7年度

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

### 4 他事業との関連

愛知用水は、農業生産の振興を図る上で重要であり、老朽箇所<sup>1</sup>の補修等、維持管理の徹底を図るよう努める。

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1 農用地等の保全の方向

担い手不足により、遊休農地の増加が懸念されることから、東浦町農業委員会（以下「農業委員会」という。）、あいち知多農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、県と連携し担い手が効率的に農業を行えるよう、地域計画をもとに担い手へ農地の集積・集約化を推進していく。

#### 2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益地区	受益面積 (ha)	対図 番号	備考
湛水防除事業 (村木江川)	排水機場2か所	B. 緒川	694.0	2	令和10年度～ 令和17年度
防災ダム事業 (新々池・黒根池)	ため池耐震補強・ 豪雨対策工1.0式	F. 藤江	92.8	3	令和9年度～ 令和13年度
防災ダム事業 (泉ヶ池)	ため池耐震補強・ 豪雨対策工1.0式	E. 生路	4.6	4	令和8年度～ 令和11年度
防災ダム事業 (本坪池)	ため池耐震補強・ 豪雨対策工1.0式	C. 緒川新田	1.5	5	令和5年度～ 令和8年度
防災ダム事業 (雁狭間池)	ため池耐震補強・ 豪雨対策工1.0式	C. 緒川新田	1.9	6	令和6年度～ 令和9年度
防災ダム事業 (緒川馬池)	ため池耐震補強・ 豪雨対策工1.0式	B. 緒川	36.7	7	令和6年度～ 令和9年度

#### 3 農用地等の保全のための活動

担い手や農用地の所有者に対して遊休農地の発生防止、農用地等の適正な管理を啓発するとともに、担い手が、経営規模の拡大と合わせて農用地等の保全と有効利用が図られるよう、農業委員会等と連携し、地域計画をもとに農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を進める。また、遊休農地を解消する取り組みを行う者及び集落協定に基づく農地保全活動や農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動に対する支援を行う。

#### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

#### 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

##### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

###### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、令和12年度の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体として基幹経営体を育成するとともに、既に基幹経営体の水準に達している経営体についても更なる経営強化を推進していく。

具体的な経営の指標は、本町及び周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとして、下表のとおりとし、これらの経営が本町の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域の他産業従事者とおおむね同等の年間労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得が確保できる農業経営を目指す青年等を確保・育成する。

###### 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業経営の目標	年間農業所得		1人当たりの年間労働時間
	効率的かつ安定的な	主たる従事者1人当たり	おおむね400万円
基幹経営体当たり		おおむね800万円	
青年等の農業経営の目標	※ 基幹経営体 経営規模等から、他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる効率的かつ安定的な農業経営体 (主たる従事者2人を想定)		おおむね2,000時間
	新たに農業経営を営もうとする	主たる従事者1人当たり	
	地域の他産業従事者とおおむね同等の年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ実現可能な目標所得とする。		

出典 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年9月）

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
基 幹 経 営 体	水稲・小麦・大豆経営 (平坦地域)	水田 45ha	水稲移植 9ha 水稲直播 7ha 小麦 14ha 大豆 13ha 飼料用米 2ha	—	(ha) —
	水稲専作経営 (全地域)	水田 45ha	水稲移植 15ha 水稲直播 8ha 飼料用米 22ha	8	—
	イチゴ専作経営 (平坦地域)	施設 40a	高設 30a 土耕 10a	3	1.2
	施設花き 洋ラン専作経営 (全地域)	施設 30a	大輪 30a	1	1.2
	果樹 ブドウ専作経営 (平坦地域)	ブドウ 120a	露地巨峰 50a 露地シャインマスカット 10a 簡易ハウス巨峰 30a 簡易ハウス欧州系 30a	14	14.4
	酪農専業経営 (全地域)	乳牛 50頭	—	3	—
	肉用牛専業経営	肉牛 250頭	—	5	—
	養豚専業経営	母豚頭数 100頭	—	2	—
採卵養鶏経営	採卵鶏 10,000羽	—	2	—	
個 体 経 営 体	キャベツ主体経営 (平坦地域)	畑 130a	キャベツ 130a スイートコーン 60a	—	—
	ナス専作経営 (夏秋ナス)(平坦地域)	畑 20a	ナス 20a		
	ハクサイ・スイカ 複合経営(平坦地域)	畑 80a	ハクサイ 80a スイカ 80a		
	ミニトマト専作経営	畑 10a	ミニトマト 10a		
	トマト専作経営	畑 18a	夏秋トマト 18a		
	イチゴ専作経営 (平坦地域)	畑 15a	イチゴ 15a		

出典 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年9月）

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本町、農業委員会、県、農業協同組合、土地改良区等が協力して農用地等の流動化、農作業の受委託、農作業の共同化を促すとともに、地域の協議の場における話し合いを経て定められた地域計画をもとに、担い手や農地所有者との調整を行い農地中間管理事業による利用権設定等を進める。

また、大規模経営だけではなく、多様な担い手の育成と農業者団体の活動の活性化を促すことで総合的な農用地利用の促進を図る。

**2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策**

本町における農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用を進めるためには、地域の農業生産と農地の有効利用に対する多面的な支援や調整が必要であり、本町、農業委員会、県、農業協同組合、土地改良区等が連携し以下の方策を推進する。

(1) 農業経営の支援

規模拡大による経営発展を図ろうとする認定農業者、今後認定を受けようとする農業者及び意欲的な農業者や生産組織に対して農業経営の改善や望ましい経営の育成を進める。

(2) 新規就農の促進と将来の発展

町内での新規就農を促し、今後の担い手を増やすことで農用地の利用の活性化を図る。技術・経営面については、関係機関が密接に連携を図り、計画的な就農を支援する。また、地域の組織活動へ誘導を図り、地域の中心的な経営体へと育成し経営規模の拡大を促していく。

(3) 農用地の利用の集積・集約化の推進

地域計画をもとに担い手への農地の集積・集約化が効率的かつ効果的に進むよう、関係者との調整に努めつつ、農地中間管理事業を活用していく。

**3 森林の整備その他林業の振興との関連**

該当なし

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

農業収益を上げるために農業施設の整備は不可欠ではあるが、設備投資には多額の資金が必要であるため、整備が進まないのが現状である。

(水 稲)

新技術の導入等による効率化・低コスト化や気候の変化に対応した品種の導入や栽培技術の改良等の導入を図る。作業の効率性を高めるため、地域計画をもとに農地の集積・集約を推進する。

(野 菜)

主要作業の機械化による省力化・合理化と栽培技術管理の向上を図る。予冷・保冷貯蔵施設等を備えた集出荷貯蔵施設については、既存の隣接市町の施設へ物流輸送を活用する。

(果 樹)

栽培の施設化及び優良品種の導入等により、高品質果実の安定生産及びブランド化等の高付加価値化を図る。

(花 き)

業務用需要の減退等消費動向の変化に対応するため、I C Tを用いた統合環境制御等のスマート農業技術の導入により、省力化や生産コストの低減を図る。

(畜 産)

都市近郊の畜産として維持発展するだけでなく環境保全にも万全の備えが求められているため、家畜の糞尿処理を適切に行い、耕畜連携の促進を図る。また、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病予防に努める。

### 2 農業近代化施設整備計画

該当なし

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

担い手の確保・育成を推進するため、農業委員会、農業協同組合、県等の関係機関と連携し、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者や生産組織に対して、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

また、経営改善に向けた取組を実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。

また、将来、農業を志す人材を育むため、子どもの農業体験について関係者の協力により取り組んでいく。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農起業支援センターや農業協同組合等の関係機関と連携して、就農等希望者への情報提供、移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた教育・研修の実施、必要となる農用地や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポート等を行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までのさまざまな相談への対応や他の農業者等との交流の場を設けるなど必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新たに農業経営を始めようとする青年等が、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、新規就農者育成総合対策補助金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、当該計画の達成が見込まれる者に対しては、認定農業者となり活躍できるよう誘導する。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本町は、都市近郊に位置することから、就業機会には恵まれているため、引き続き周辺環境との調和を図り計画的に就業機会の確保に努める。

単位：人

区 分	従 業 地								
	町 内			町 外			合 計		
I	男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	31	18	49	116	48	165	148	66	214
自 営 兼 業	36	27	63	17	9	26	53	36	89
日雇・臨時雇	10	10	20	7	16	23	17	26	43
総 計	77	55	132	140	73	214	217	128	345

資料：令和6年8月実施の農業振興地域整備計画に関する意向調査より推計した。

### 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

該当なし

### 3 農業従事者就業促進施設

該当なし

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

農業の健全な発展を期するには、農業生産環境の整備とともに生活環境の整備を図ることが重要である。本町における農業従事者の良好な生活環境のための施設については、住民生活環境と同じく総合的に維持又は向上を図る。

#### (1) 安全性

南海トラフ地震などの大規模災害発生が危惧される中、それぞれが果たすべき役割や機能が十分ではない。自助・互助・共助・公助の役割分担の明確化や、自主防災組織の自立・活性化、人材育成、本町の非常配備体制などを強化する。

具体的には、

- ・各自主防災組織ごとの地区防災計画の作成を促進する。
- ・補助金等を活用し、自主防災組織の自立・活性化を促進する。
- ・防災リーダーの育成や児童生徒への防災教育を推進する。
- ・各所属ごとの非常時におけるマニュアル作成や実践的な訓練等により町非常配備体制の強化を図る。

交通事故件数は減少傾向にあるものの、悲惨な交通事故が発生している。そこで、交通ルール徹底やマナーの向上など住民の交通安全意識を高める。

具体的には、

- ・警察や地域住民と連携し、交通安全対策や啓発を実施する。
- ・交通弱者である高齢者や子どもに対する交通安全教室を開催する。
- ・運転免許自主返納制度の更なるPRなどを実施する。
- ・警察と連携し、事故多発箇所の分析などを通じて対策を検討する。

刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、侵入盗などが発生していることから防犯面においては、防犯意識の向上を図るとともに、犯罪を起こさせない地域を目指す。

具体的には、

- ・警察や教育委員会、地域自主防犯団体と連携し、住民の防犯意識の醸成を図る。
- ・防犯ボランティアへの幅広い年代の参加を促進する。

#### (2) 保健性

ごみ処理の面では、再利用・再使用できるものが、ごみとして捨てられている。住民や事業者のごみの減量・分別・再使用する意識の向上を図る。

具体的には、

- ・家庭や事業活動におけるごみの発生そのものを減らす取り組みを促進する。
- ・自身が不要なものを必要とする人に渡す再使用や、物を共用するシェアリング等の取り組みを推進する。
- ・多様な住民生活に対応した効率的かつ効果的な分別・収集体制の構築に取り組む。
- ・事業者のごみの分別について周知啓発をし、適正な事業系ごみの分別排出指導を行う。

水道管及び下水道施設の老朽化が進んでいるが人口減少により、水道料金や下水道使用料の収益増加が見込めないため、料金の適正化及び施設の計画的な修繕、更新を図る。

具体的には、

- ・料金適正化の検討を行う。
- ・施設の計画的な整備・改修・更新を行う。
- ・水道及び下水道施設の耐震化を推進する。

### (3) 利便性

西三河地区を結ぶ橋の不足や幹線道路の未整備などにより特に朝夕で広域的に渋滞が発生しているため、産業の効率化に向けた円滑かつ安全な道路網の整備を推進する。

具体的には、

- ・県管理道路の早期整備を関係機関に要望する。
- ・都市計画道路の整備や道路改良により、道路ネットワークの強化を推進する。

J R武豊線や名鉄河和線は通勤、通学などの重要な手段となっており、町内外への公共交通機関として、更なる利便性の向上を図る。

具体的には、

- ・広報などのPRにより鉄道の利用を促進する。
- ・便数の増加など利便性の向上に向けて、沿線市町と協力して鉄道事業者へ要望する。
- ・町内すべての駅のバリアフリー化を鉄道事業者へ要望する。
- ・パーク&ライドを推奨する。

町運行バス「う・ら・ら」へのニーズが多様化しており、ニーズに対応したダイヤ、ルートの見直しなど利便性の向上を図る。

具体的には、

- ・今まで乗り入れができなかったエリアなどへの新規路線の運行を検討する。
- ・隣接する市町を運行するコミュニティバスや民間路線バスと連携を図り、乗り継ぎに便利なバスの路線やダイヤ設定を検討する。
- ・コンパクトなまちの各拠点を結ぶネットワーク機能の充実を図る。
- ・地域内の移動ニーズに対応する、新たな公共交通の導入を検討する。

### (4) 快適性

少子高齢化により、家族による要支援者への生活支援が困難になっているため、行政だけでなく、住民や関係機関と協力し、要支援者を支えていく。

具体的には、

- ・地域福祉活動を支援する。
- ・地域福祉活動の協力連携体制を強化する。

高齢化により、買い物などの生活支援を必要とする人が増加しており、地域全体で高齢者の生活支援を担う体制づくりを図る。

具体的には、

- ・生活支援体制、認知症支援体制を整備する。
- ・ICTを活用した在宅医療介護の連携体制を充実する。
- ・ニーズに合った高齢者福祉サービスを提供する。

生活の中で子どもの居場所が少なくなっており、家庭内に加え地域での居場所づくりを進める。

具体的には、

- ・地域や関係機関と連携し、子どもや保護者の悩み相談を行う。
- ・基本的な生活習慣の習得や学習支援、食事の提供など、子どもの居場所づくりを推進する。

住民の憩いの場となる公園の管理面においては行政主導で行っているが利用者のニーズに十分な対応ができていないため、行政と住民で役割を分担し、利用者ニーズの多様化へ柔軟に対応する。

具体的には、

- ・公園施設の管理運営について、地域の実情に合った行政と住民の役割分担を共有し推進する。
- ・Park-PFIなどの民間活力導入を検討する。
- ・アダプトプログラムを活用し公園の美化を推進する。
- ・公園の整備を進めるとともに、必要に応じた統廃合を検討する。

#### (5) 文化性

子どもたちの体力低下や体を動かす機会の減少が問題となっており、運動をする機会や環境の整備を図る。

具体的には、

- ・教室やイベントなどを開催し、子どもたちが気軽に運動に取り組める機会をつくる。
- ・スポーツ活動を支える指導者の確保や資質向上に取り組む。
- ・スポーツ選手との交流などにより競技スポーツへのきっかけづくりをする。

歴史に対する関心が低い傾向にあることや地域の伝統文化の担い手が少なくなっているため、歴史に関する情報発信や伝統文化の担い手の確保・育成や地域全体で支える仕組みを整える。

具体的には、

- ・郷土資料館において郷土の歴史・文化財に関する企画展を実施する。
- ・東浦ふるさとガイド協会などの団体と連携し史跡めぐりなどのイベントを実施する。
- ・ガイドボランティア養成講座を開催する。
- ・指定文化財の維持管理を支援する。
- ・指定文化財などを含めた周辺環境の保存・活用を効果的に進めるための計画を策定する。

**2 生活環境施設整備計画**

該当なし

**3 森林の整備その他林業の振興との関連**

該当なし

**4 その他の施設の整備に係る事業との関連**

該当なし

## 第9 付 図

### 別 添

- 1 土 地 利 用 計 画 図 (付図1号)
- 2 農 業 生 産 基 盤 整 備 開 発 計 画 図 (付図2号)
- 3 農 用 地 等 保 全 整 備 計 画 図 (付図3号)
- 4 農 業 近 代 化 施 設 整 備 計 画 図 (付図4号) 該 当 な し
- 5 農 業 就 業 者 育 成 ・ 確 保 施 設 整 備 計 画 図 (付図5号) 該 当 な し
- 6 生 活 環 境 施 設 整 備 計 画 図 (付図6号) 該 当 な し

## 別記 農用地利用計画

### (1) 農用地区域

#### ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地及びにこれらの土地以外の土地であって、墓地、鉄塔敷地、池沼、河川敷、鉄道敷、公有行政財産等を除いた土地を農用地区域とする。

地区・区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A 森岡	大字森岡で付図1号に示すAの区域	左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	
B 緒川	大字緒川で通称緒川新田の区域を除き付図1号に示すBの区域	左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	
C 緒川新田	大字緒川のうち通称緒川新田で付図1号に示すCの区域	左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	
D 石浜	大字石浜で付図1号に示すDの区域	左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	
E 生路	大字生路で付図1号に示すEの区域	左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	
F 藤江	大字藤江で付図1号に示すFの区域	左記の土地のうち、付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	

ただし、詳細は別図のとおり

#### イ 現況森林・原野等に係る農用地区域

アに掲げる土地の農業上の利用を確保するために必要な土地は、農用地区域とする。

(2) 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・区域 番 号	用 途 区 分
A 森 岡	農 地：付図 1 号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図 1 号に示す橙色の土地
B 緒 川	農 地：付図 1 号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図 1 号に示す橙色の土地
C 緒川新田	農 地：付図 1 号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図 1 号に示す橙色の土地
D 石 浜	農 地：付図 1 号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図 1 号に示す橙色の土地
E 生 路	農 地：付図 1 号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図 1 号に示す橙色の土地
F 藤 江	農 地：付図 1 号に示す黄色の土地 農業用施設用地：付図 1 号に示す橙色の土地

ただし、詳細は別図のとおり